

資 料 提 供
令和 8 年 8 月 20 日
課 名： 県民活動課
担当者： 佐伯
内 線： 2739
電 話： 082-513-2723

第 12 次広島県交通安全計画素案に係る県民意見の募集 (パブリックコメント) の実施について

1 趣 旨

広島県交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき、国、県、県警、JR 等で構成する広島県交通安全対策会議が、県域の陸上交通の安全に関して総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めたもので、5 年毎に策定している。現在、令和 8 年度～12 年度を計画期間とする「第 12 次広島県交通安全計画」（以下、「計画」という。）の策定を進めており、この度、計画素案をとりまとめたので、県民からの御意見を幅広く募集する。

2 募集する意見

第 12 次広島県交通安全計画素案に対する意見

3 募集期間

令和 8 年 8 月 20 日（木）～令和 8 年 9 月 24 日（木）

（郵送の場合は、令和 8 年 9 月 24 日消印有効）

4 御意見の提出方法

別紙「御意見記入用紙」を次のいずれかの方法で提出する。

なお、御意見を正確に把握するため、電話での受付はしていない。

- (1) 電子申請 県ホームページの記入フォームから送信（以下の URL）

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=31031

- (2) 郵送 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県環境県民局県民活動課交通安全グループ

- (3) FAX 082-227-2549

- (4) 電子メール kankatsudo@pref.hiroshima.lg.jp

※件名に、「第 12 次広島県交通安全計画パブリックコメント」と記入してください。

5 御意見の扱い

- (1) お寄せいただいた御意見は、計画策定の参考にする。
- (2) 御意見の内容を簡潔に取りまとめて公表する予定であり、個人が識別される情報を除いて公表する。
- (3) 御意見に対する個別の回答は行わないが、県の考え方については、類似の意見をまとめた上で、上記（2）と併せて公表する。

6 資料の閲覧

(1) 広島県ホームページ

本件に係る【県民意見募集（パブリックコメント）】のページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotsu/12jikotsuanzenkeikaku20260820.html>

(2) 閲覧場所

閲覧場所	所在地	電話番号
環境県民局県民活動課（県庁南館 3 階）	広島市中区基町 10-52	082-513-2723
行政情報コーナー（県庁南館 1 階）		082-513-2380
西部総務事務所 総務課	広島市中区基町 10-52	082-513-5483
西部総務事務所 総務第二課	廿日市市桜尾本町 11-1	0829-32-1141
西部総務事務所呉支所 総務課	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
西部総務事務所東広島支所 総務課	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
東部総務事務所 総務課	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
東部総務事務所 総務第二課	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
北部総務事務所 総務課	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
北部総務事務所 総務第二課	庄原市東本町 1-4-1	0824-72-2015

※閲覧可能時間

土曜日、日曜日、祝日を除き

- ・ 行政情報コーナー 8 時 45 分～17 時
- ・ その他の機関 8 時 30 分～17 時 15 分（12 時～13 時を除く）

※時間や場所にとらわれない、ホームページからの閲覧が便利です。

7 問い合わせ先

広島県環境県民局県民活動課 交通安全グループ 電話：082-513-2723